

家庭科教員養成および免許に関する実態 —家庭科教員不足の構造的要因—

女子栄養大学教授 小林 陽子
女子栄養大学教授 井元 りえ

1. 研究の背景と目的

教員不足は、現在、世界的に深刻な課題となっている。ユネスコが2024年に発行した『教員に関するグローバル・レポート：教員不足への対応と専門性の変革』では、SDG4「質の高い教育をみんなに」の達成に向けて、2030年までに世界で新たに4,400万人の教員が必要になると試算されており、教育の質の向上には、教員への支援と待遇の改善が不可欠であると指摘されている（UNESCO、2024）。

日本においても、教員不足は全国的な課題として深刻化している。文部科学省が2021年度に初めて全国規模で実施した『教師不足』に関する実態調査によれば、始業日時点での教員不足人数は2,558人にのぼり、教科担任の不足により授業の実施が困難となった学校は、2021年5月1日時点で中学校9,324校中16校、高等学校3,502校中5校に及んでいる（文部科学省、2022）。特に家庭科では教科担任の不足が顕著であり、中学校8校、高等学校2校で授業が実施できない状況が報告されている。これは、他教科と比較して最も高い教員不足率を示しており、家庭科教育における教員の確保は喫緊の課題であると言える。

教員不足の構造的要因について、文部科学省（2022）は、①大量退職・大量採用の世代交代を背景とした産育休取得者の増加等を挙げている。第二次ベビーブームへの対応として大量採用された世代の定年退職が進む中、若手教員の採用が進み、子育て世代にあたる20代・30代の教員が増加していることが関係している。家庭科教員においては、男女比の偏りが顕著である。文部科学省の学校教員統計調査を分析した田中（2013）によれば、1989年から2010年までの中学校・高等学校の女性教員のうち女性家庭科教員の割合は9.2～17.3%で推移しているのに対し、男性はわずか0.1～0.3%にとどまっていた。近年、男性家庭科教員の増加傾向は見られるものの、産育休取得者は依然として女性が圧倒的に多く、ジェンダー構成の偏りが教員不足の一因となっていると考えられる。

こうした人的要因に加え、筆者らは家庭科教員不足に関係する要因が他にも存在すると考えている。例えば、少子化や家政系学部離れを背景に、家庭科教員を多く輩出してきた家政系学部では、学部再編や学科の独立などが進行しており、家庭科教育の学問的基盤である家政学の総合的な学びの場が縮小・分断されつつある可能性がある。

そこで本研究では、家庭科教員不足の要因を明らかにすることを目的とし、教員養成制度における構造的変化に着目する。特に、家政系学部の改革動向が家庭科教員養成に与える影響を、統計資料および制度改革に関する基礎的資料を用いて実証的に検討する。

2. 研究方法

本研究では、家庭科教員不足の背景にある構造的要因を、教員養成制度の観点から実証

的に明らかにするため、以下の3点に着目して分析を行った。

（１）家庭科教員免許状授与件数の推移（1999年～2023年）

文部科学省が刊行する『教育委員会月報』および公式ウェブサイトに掲載された統計資料を用いて、1999年から2023年にかけての家庭科教員免許状の授与件数の推移を時系列で分析し、教員養成数の量的変化とその傾向を把握した。

（２）家庭科教員を養成する大学等の数と地域分布の変化（2004年度・2024年度）

2004年度と2024年度における家庭科教員を養成する大学等の数および地域分布を比較し、家政系学部の量的変化と地域的偏在が教員養成体制に与える影響を検討した。データは、2024年度分については文部科学省の公式ウェブサイト、2004年度分については文部科学省が国立国会図書館インターネット資料収集保存事業を通じて保存された統計資料をそれぞれ参照した。

（３）家庭科教員を廃止した大学等の制度改革に関する特徴（2004年度～2024年度）

家庭科教員を養成することを廃止した大学等の制度的変改に関する特徴を、各大学の公式ウェブサイトから収集・分析し、家庭科教員養成の質的变化を把握した。

本研究では、家庭科教員不足の要因を構造的に捉えるため、教員養成制度の量的・質的变化に着目した。具体的には、免許状授与件数の推移、養成校数の増減や地域分布、制度改革の実態について、統計資料および基礎資料に基づいて分析を行った。これにより、家庭科教員養成の現状と課題を多面的に明らかにすることを目指した。

3. 研究結果

（１）免許状授与件数の激減（1999年～2023年）

1999年度から2023年度にかけて、大学等における直接養成による家庭科教員免許状の授与件数は大幅に減少しており、全教科平均と比較しても高い減少率を示した。高等学校一種免許状は2,370件から1,185件へ、中学校一種免許状と二種免許状の合計は3,804件から1,332件へと激減しており、1999年度比では高等学校で約50%減、中学校で約65%減となった。

特に中学校の二種免許状の減少が顕著であり、2000年代初頭には1,000件以上であったものが、2023年度には173件まで減少した（表1・2）。また、2002年度から2003年度にかけては、中学校で約11ポイント、高校で約10ポイントと減少率が急激に高まっており、2000年代初頭に家庭科教員養成における何らかの構造的な課題が生じた可能性が示唆された。

（２）家庭科教員養成校の減少と三大都市圏への集中

2004年度と2024年度における家庭科教員養成機関の数を比較した結果、中学校二種免許状の取得が可能な短期大学は81校から10校へと著しく減少していた。一方、一種免許状の取得が可能な大学等の数は、高等学校で109校から102校、中学校で108校から101校へと減少していたが、こちらは比較的穏やかな減少にとどまっており、「激減」とはでは言えない結果となった（表3）。

さらに、家庭科教員養成機関の地域分布を比較したところ、2004年度時点では鳥取県に養成機関が存在していなかったが、2024年度には岩手県および山形県でも養成機関が1校も存在しない状況となっていた。全体としては、家庭科教員養成機関が三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）に集中する傾向が強まっていることが確認された（図1）。

表 1. 高等学校一種免許状授与件数の推移（1999 年～2023 年）

		高校全教科			高校家庭科		
		専修免	一種免	1999年を100とした時の一種免減少率	専修免	一種免	1999年を100とした時の一種免減少率
1999	H11	7,166	67,320	100.0%	171	2,370	100.0%
2000	12	7,482	66,737	99.1%	166	2,254	95.1%
2001	13	7,635	64,438	95.7%	167	2,182	92.1%
2002	14	7,567	64,770	96.2%	147	2,119	89.4%
2003	15	7,654	64,163	95.3%	150	1,876	79.2%
2004	16	7,740	68,223	101.3%	163	1,936	81.7%
2005	17	7,482	72,574	107.8%	143	2,047	86.4%
2006	18	7,475	73,271	108.8%	107	2,012	84.9%
2007	19	7,535	70,417	104.6%	127	1,885	79.5%
2008	20	7,375	66,607	98.9%	146	1,742	73.5%
2009	21	6,767	60,823	90.3%	122	1,519	64.1%
2010	22	6,977	60,023	89.2%	117	1,322	55.8%
2011	23	6,947	58,673	87.2%	130	1,346	57.0%
2012	24	7,120	58,897	87.5%	85	1,344	56.7%
2013	25	6,462	59,017	87.7%	87	1,355	57.2%
2014	26	6,279	58,145	86.4%	97	1,348	56.9%
2015	27	6,142	55,931	83.1%	96	1,242	52.4%
2016	28	6,038	55,150	81.9%	75	1,288	54.3%
2017	29	5,775	52,646	78.2%	83	1,255	53.0%
2018	30	5,844	50,969	75.7%	68	1,234	52.1%
2019	H31 /R1	5,497	48,178	71.6%	65	1,184	50.0%
2020	2	4,972	46,178	68.6%	68	1,019	43.0%
2021	3	4,570	46,928	69.7%	58	1,060	44.7%
2022	4	4,306	47,901	71.2%	77	1,109	46.8%
2023	5	4,402	48,823	72.5%	70	1,185	50.0%

出典：文部科学省『教育委員会月報』をもとに著者作成

（３）制度改革による学部構成の変化

家庭科教員養成を廃止した大学の制度的改革に関する特徴について分析した結果、2004年から2024年の約20年の間で、家庭科教員養成を廃止した大学は14校にのぼった。表4は、これらの大学におけるその後の学部編成や取得可能な資格等を示した。

14校のうち10校が、管理栄養士養成と栄養教諭一種免許状の取得が可能な学部・学科へと改組していた。多くは女子大学から共学へと移行し、家政系学部から栄養分野を独立させたものであった。これは、家庭科教員養成から栄養分野へのシフトが進行していることを示しており、家庭科教育の学問的基盤である家政学の総合的な学びの場が縮小しつつある傾向を裏付ける結果となった。

表 2. 中学校一種・二種免許状授与件数の推移（1999 年～2023 年）

		中学校全教科					中学校家庭				
		専修免	一種免	二種免	一種免 二種免 合計	1999年を100とし た時の一・二種 免減少率	専修免	一種免	二種免	一種免 二種免 合計	1999年を100とし た時の一・二種 免減少率
1999	H11	5,265	52,726	8,339	61,065	100.0%	169	2,372	1,432	3,804	100.0%
2000	12	5,386	51,549	6,786	58,335	95.5%	170	2,264	1,257	3,521	92.6%
2001	13	5,572	46,666	5,036	51,702	84.7%	170	2,109	809	2,918	76.7%
2002	14	5,662	45,708	4,500	50,208	82.2%	145	2,025	694	2,719	71.5%
2003	15	5,447	42,279	4,086	46,365	75.9%	141	1,723	574	2,297	60.4%
2004	16	5,330	44,194	3,718	47,912	78.5%	141	1,812	507	2,319	61.0%
2005	17	5,014	47,664	3,685	51,349	84.1%	135	1,916	527	2,443	64.2%
2006	18	5,133	48,580	3,364	51,944	85.1%	104	1,870	420	2,290	60.2%
2007	19	5,296	48,311	2,899	51,210	83.9%	118	1,841	345	2,186	57.5%
2008	20	5,363	47,383	2,706	50,089	82.0%	147	1,655	326	1,981	52.1%
2009	21	5,103	44,477	2,401	46,878	76.8%	118	1,487	252	1,739	45.7%
2010	22	5,358	44,553	2,415	46,968	76.9%	114	1,287	222	1,509	39.7%
2011	23	5,459	43,909	2,216	46,125	75.5%	130	1,337	222	1,559	41.0%
2012	24	5,337	44,785	2,035	46,820	76.7%	80	1,331	195	1,526	40.1%
2013	25	5,114	45,114	1,904	47,018	77.0%	88	1,345	169	1,514	39.8%
2014	26	5,059	44,542	1,726	46,268	75.8%	99	1,313	152	1,465	38.5%
2015	27	4,963	43,323	1,736	45,059	73.8%	94	1,231	141	1,372	36.1%
2016	28	4,838	42,788	1,646	44,434	72.8%	75	1,273	160	1,433	37.7%
2017	29	4,694	41,158	1,648	42,806	70.1%	87	1,255	155	1,410	37.1%
2018	30	4,760	40,262	1,646	41,908	68.6%	68	1,258	146	1,404	36.9%
2019	H31 /R1	4,482	38,531	1,693	40,224	65.9%	67	1,162	140	1,302	34.2%
2020	2	4,096	37,334	1,710	39,044	63.9%	69	1,043	147	1,190	31.3%
2021	3	3,770	37,946	1,817	39,763	65.1%	57	1,078	172	1,250	32.9%
2022	4	3,537	38,606	1,848	40,454	66.2%	78	1,122	177	1,299	34.1%
2023	5	3,597	38,756	1,702	40,458	66.3%	64	1,159	173	1,332	35.0%

出典：文部科学省『教育委員会月報』をもとに著者作成

表 3. 家庭科教員養成機関数の推移（2004 年度・2024 年度比較）（校）

	高校一種免許状				中学一種免許状				中学二種免許状			
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計
2004年	50	8	51	109	50	7	51	108	0	7	74	81
↓	↓				↓				↓			
2024年	48	4	50	102	48	3	50	101	0	1	9	10

出典：文部科学省「教員免許状を取得できる大学一覧」（2004 年度、2024 年度）をもとに著者作

4. 考察

以上の分析結果を踏まえ、家庭科教員不足の背景にある教員養成制度の構造的変化について、考察する。

まず、中学校家庭科の二種免許状の減少が顕著であった要因として、免許状の取得が可

能な短期大学の激減が挙げられる。短期大学の減少は、中学校二種免許状の取得機会を大きく制限し、地域的な教育資源の偏在を招いている可能性がある。特に短期大学は地元志向の学生が多く、地域の教育人材供給において一定の役割を果たしてきた。短期大学の減少は、地方における教員養成の基盤を弱体化させ、結果として家庭科教員の地域的な不足を深刻化させる可能性があると考ええる。また、養成校の都市部集中は、地方における家庭科教員の確保を困難にし、地域間の教育格差を拡大させる要因となり得る。

一方、一種免許状の取得が可能な大学等の数は、高等学校で109校から102校、中学校で108校から101校へと減少していたが、短期大学とは異なり、比較的穏やかな減少にとどまっていた。では、なぜ養成機関の数が大きく減少していないにもかかわらず、免許状授与件数は激減しているのか。

この点については、表4で示したように、家庭科教員を多く輩出してきた家政系学部における改革・再編が関係していることが確認された。具体的には、女子大学の共学化や家政系学部内の学科の独立が進み、食を中心とした個別の専門分野や資格取得に特化した学びへのシフトが見られた。これにより、家庭科教育の学問的基盤である家政学の総合的な学びの場が縮小・分断されつつある傾向が明らかになった。

さらに、養成校側の課題に加え、志願者の減少という視点からも考察が必要であると考ええる。文部科学省(2023)によれば、公立学校教員採用選考試験の競争率のピークは、中学校では2000(平成12)年の17.9倍、高等学校では2007(平成19)年の14.2倍であった。その後、2014年以降は民間企業の採用が活発化し、教員の労働環境が社会的に注目されるようになったことで、教員志望者は大きく減少した。

家庭科の場合、こうした一般的な要因に加え、教育課程の改訂による授業時間数の削減も影響していると考えられる。1998(平成10)年学習指導要領改訂(中学校は2002年4月施行、高等学校は2003年4月施行)により、家庭科の授業時間数が削減された。中学校では技術・家庭科の第3学年の授業時間が70～105時間から35時間に半減され、高等学校では従来4単位であった家庭科の科目「家庭総合」に加え、2単位の「家庭基礎」が新設された。多くの高等学校が「家庭基礎」へ移行した結果、高校生の家庭科の履修単位数が減少した。先に、2000年代初頭に生じた家庭科教員養成における何らかの構造的な課題について述べたが、履修単位数の減少が少なからず影響を与えていると推察される。

実際、2009年から2010年にかけて実施された全国都道府県の高等学校家庭科担当指導主事を対象とした質問紙調査(長澤ほか、2011)では、「家庭基礎」への移行が専任教員の配置に影響を及ぼし、必修科目でありながら専任教員が配置されず、講師で補っている実態が一部の県で報告されている。また、同時期に実施された家庭科の必修科目の履修状況に関する全国調査(野中ほか、2011)では、学校数の多い大都市圏では家庭科の履修単位が維持されている一方、学校数の少ない県では履修単位の減少が進行しており、専任教員のいない学校が増加している実態が明らかになった。さらに、ほとんどの学校で家庭科教員が1名体制となっており、教科としての意見が教育課程の編成等に反映されにくくなっていることも指摘されている。

このような授業時間数の削減や教員配置の実態は、家庭科教員養成課程への志願者減少につながっている可能性が高い。授業時間の減少は、教科としての家庭科の位置づけを相対的に低下させ、学校教育における家庭科の重要性が十分に認識されにくくなる要因とな

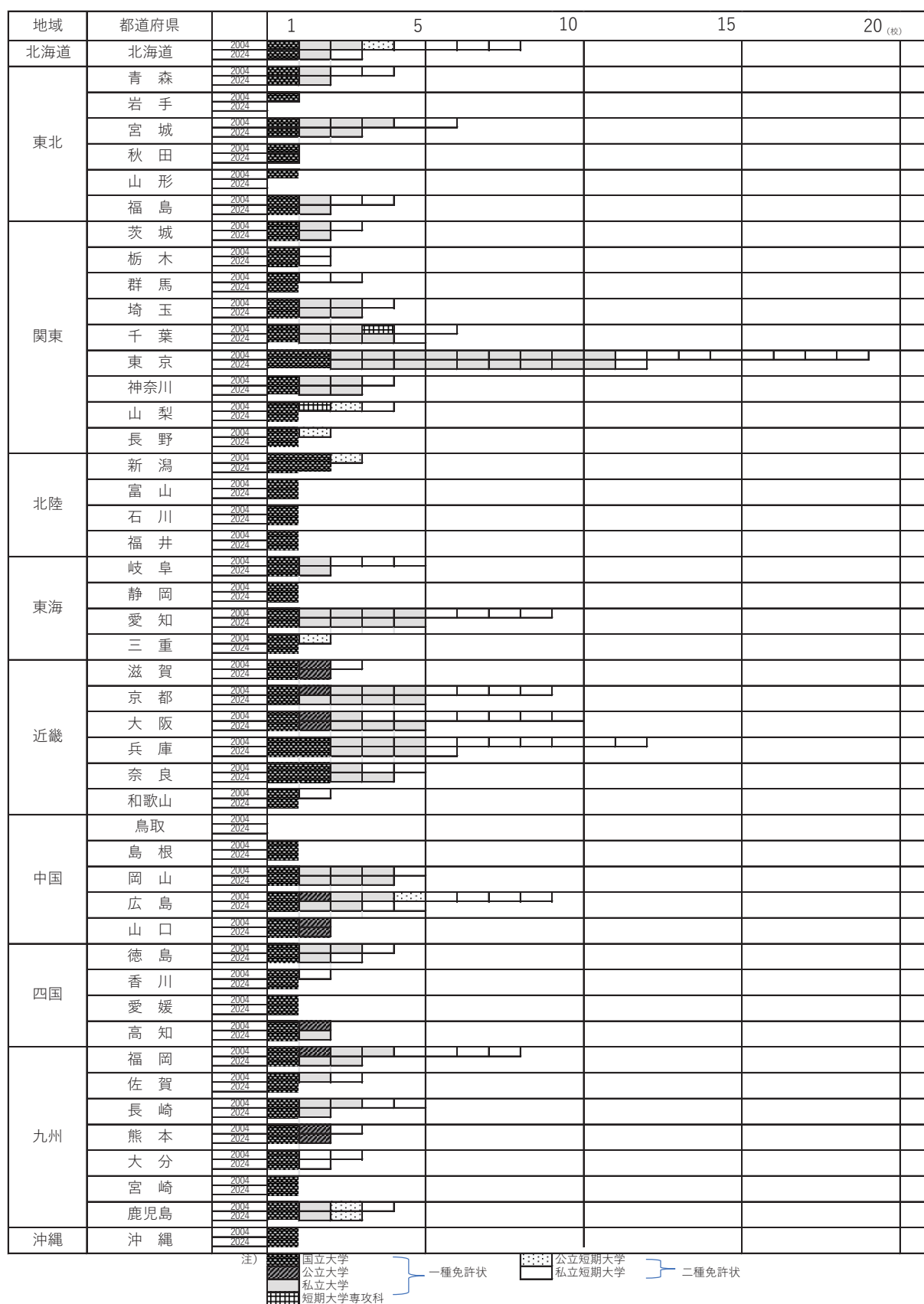


図1. 中学校一種・二種免許状を取得できる大学等数の比較（2004年と2024年）

表 4. 家庭科教員養成を 2004 年から 2024 年の間に廃止した大学等の改組内容

	大学名（2004年時点）	備考
1	岩手大学	2023年度入学生より、教育学部において家庭科の教員養成を廃止。
2	山形大学	2005年教育学部より地域教育文化学部へ改組。
3	京都府立大学	2024年農学食科学部に改組。現在、農学食科学部栄養科学科において管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）の資格が取得できる。
4	県立広島女子大学	2005年県立広島大学に統合。現在、地域創生学部健康科学コースにおいて管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）の資格が取得できる。
5	高知女子大学	2011年高知県立大学に校名を変更し、男女共学化。2010年に生活科学部健康栄養学科を健康栄養学部へ昇格させた。現在、健康栄養学部において管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、HACCP管理者の資格が取得できる。
6	福岡女子大学	2011年国際文理学部（国際教養学科、環境科学科、食・健康学科）に改組。現在、環境科学科において、教員免許（中高理科一種）、二級建築士試験受験資格、木造建築士試験受験資格等が取得でき、食・健康学科において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）の資格が取得できる。
7	北海道浅井学園大学	2000年男女共学化。2005年浅井学園大学に名称変更、2007年に現在の北翔大学に名称変更。現在、家政学系に関する学部学科はない。
8	尚絅学院大学	2003年総合人間科学部（健康栄養学科、人間心理学科）を開設。2007年2学科を表現文化学科、現代社会学科、生活環境学科に改組。2010年子ども学科を開設。2015年生活環境学科を生活構想学科に改組。現在、総合人間科学部健康栄養学群健康栄養学類において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）の資格が取得できる。
9	聖徳大学短期大学部専攻科	1994年に10専攻あった専攻科は、現在、医療保育専攻のみ。
10	山梨学院短期大学専攻科	2002年に設置認可された専攻科食物栄養専攻は、2009年に山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科に発展改組された。現在、健康栄養学部において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、HACCP管理者の資格等が取得できる。
11	大手前大学	2000年に大手前女子大学を大手前大学に名称変更し、男女共学化。大学に社会文化学部（人間環境学科、社会情報学科）の2学科設置。2012年廃止。2016年健康栄養学部管理栄養学科設置。現在、健康栄養学部では、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）等の資格が取得できる。
12	四国大学	2022年生活科学部管理栄養士養成課程を健康栄養学科に名称変更。現在、生活科学部は人間生活科学科、健康栄養学科、児童学科の3学科で構成されている。人間生活科学科では公認心理士コース、心理・養護コース、デザインコースの3コース制。現在、健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）等の資格が取得できる。
13	西九州大学	2000年家政学部健康栄養学科設置。2001年家政学部を健康福祉学部へ名称変更。2014年健康栄養学部健康栄養学科開設。現在、健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）等の資格が取得できる。
14	長崎国際大学	2000年長崎国際大学人間社会学部開設。2002年健康管理学部健康栄養学科開設。現在、健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格、栄養士、教員免許（栄養教諭一種）、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）等の資格が取得できる。

っている。専任教員の不在や1名体制の常態化は、教科の専門性や継続的な教育実践の蓄積を困難にし、結果として中高生にとって魅力ある職域とは言い難い状況を生み出していると言えよう。このような状況が、教員養成課程への志願者減少という悪循環を生じさせていると考えられるが、これに関しては、大学生への質問紙調査や家庭科教員へのインタビュー調査等、補足的な調査が必要である。

5 おわりに

本研究では、家庭科教員不足の背景に、教員養成段階における構造的な変化と制度的課題が深く関係していることを実証的に明らかにした。免許状授与件数の激減、養成機関の減少と地域的偏在、家政系学部の制度改革、そして学習指導要領の改訂による授業時間数の削減など、複数の要因が複雑に絡み合いながら、家庭科教員の安定的な確保を困難にしている実態が浮き彫りとなった。

特に、家政系学部の再編や専門分化の進行は、家庭科教育の学問的基盤である家政学の総合的な学びの場を縮小させ、教員養成の質的低下を招いている可能性がある。また、短期大学の減少による地域的な養成機関の制限や、家庭科の授業時間数等の削減による教科の位置づけの低下は、志願者の減少を招き、教員不足の悪循環を生じさせている可能性もある。

今後、家庭科教員の安定的な確保に向けては、教員養成制度の量的・質的な再構築が求められる。具体的には、家政学の総合性を重視した教育課程の再設計、地域に根差した養成機関の維持、そして家庭科教育の社会的意義の再認識と発信が必要であろう。本研究は、家庭科教員不足の構造的要因を明らかにする一助となるものであるが、今後は教員養成における学生の意識や志望動機、現場教員の声など、より多角的な視点からの調査・分析が求められよう。

引用文献

文部科学省 (2022). 教師不足に関する実態調査 令和4年1月. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00003.html (閲覧 25.9.27).

文部科学省 (2023). 令和5年度(令和4年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00009.html (閲覧 25.9.27)

長澤由喜子・荒井紀子・鎌田浩子ほか (2011). 高等学校家庭科の履修単位数・教員配置に関わる実態：全国高等学校家庭科指導主事 2009 年度調査を通して. 日本家庭科教育学会誌. 54 (3). 185-194.

野中美津枝・荒井紀子・鎌田浩子ほか (2011). 高等学校家庭科の履修単位数をめぐる現状と課題：16 都道府県の実態調査を通して. 日本家庭科教育学会誌. 54 (3). 174-184.

田中和江 (2013). 男性家庭科教員に関する研究動向. 教育学研究室紀要：「教育とジェンダー」研究. 10. 52-61.

UNESCO (2024). *Global Report on Teachers*. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000388832>. (閲覧 25.9.27)

(本学 家庭科教育学研究室)

(本学 家庭経営学・環境教育研究室)